３　協定に基づく弁済は、本件各協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社が負担する。
４　本件各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権額から弁済額を控除した残額及び基準日後利息等の全額につき、その債務を免除する。
５　協定債権者鈴木康彰は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
６　第2項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件各協定債権者が第4項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２０２４号

東京都港区赤坂９丁目７番２号東京ミッドタウンレジデンシィズ
清算株式会社　株式会社ウォーターマーク
代表清算人　山下　春幸
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の元本額の0.394％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１０１３号

名古屋市熱田区中出町１丁目８７番地
清算株式会社　株式会社日中物産
代表清算人　西川裕之
１　決定年月日　令和８年９月１１日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第一　協定債権
１　協定債権の定義
協定債権とは、第二記載の一般債権及び第三記載の関係人債権をいう。
第二　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、次に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。

記

・愛知県信用保証協会　元本債権額　31,828,764円
・名古屋市信用保証協会　元本債権額　39,898,296円
・株式会社日本政策金融公庫　元本債権額　10,410,574円

２　一般債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定後、1ヶ月以内に、前項の一般債権者に対して、次の金額を弁済する。

記

・愛知県信用保証協会　6,592,810円
・名古屋市信用保証協会　8,264,282円
・株式会社日本政策金融公庫　2,156,380円

⑵　本協定に基づく弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（大阪市中央区北浜四丁目7番28号住友ビルディング2号館5階）において行う。但し、一般債権者が金融機関の口座への振込を指定した場合は、当該口座へ振込により弁済する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　一般債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権から弁済額を控除した残額を免除する。
第三　関係人債権
１　関係人債権の定義
関係人債権とは、西川美惠子に対する債権（元本債権額1,500,000円）並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。
２　関係人債権の免除
関係人債権者は、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、関係人債権の全額を免除する。
第四　追加弁済
１　一般債権者への追加弁済
⑴　第二2⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、第二1記載の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第二2⑶の規定により行った一般債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
⑵　前号の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。
２　関係人債権者への追加弁済
⑴　清算株式会社に新たな財産が発見されたときにおいても、関係人債権者には、追加の弁済は行わない。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第３０１９号

大阪市福島区福島５丁目13番18号
清算株式会社株式会社ニーズコーポレーション
代表清算人　濵﨑　哲雄
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案提出期間の伸長

令和８年（ミ）第３号

広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
更生会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を令和８年１０月２０日と、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を令和８年１０月１３日と、それぞれ変更する。
令和８年９月１６日

東京地方裁判所民事第２０部

決議に付する決定

令和８年（再）第２号

愛知県新城市豊栄１８０１番地の１
再生債務者　株式会社三河カントリークラブ
１　決議に付する計画案　令和８年８月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　令和８年10月19日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　令和８年10月７日
令和８年９月17日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第８５号

仙台市太白区富沢西４丁目20番地の20　グランディール富沢Ⅰ―201
再生債務者　平山　晃
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで

仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７６号

愛知県安城市今本町７丁目７番地３　フレスカ伊吹401
再生債務者　長友　誠治
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月30日から令和８年11月６日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部